

# 『生活保護手帳 2020 年度版』

## － 追 補 －

- ◆ 2020 年 8 月 27 日に「生活保護法による保護の基準及び生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬の一部を改正する告示」（令和 2 年厚生労働省告示第 302 号）が公布され、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）の一部改正が行われました（2020 年 10 月から適用）。

また、あわせて下記の通知等が発出され、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号）の一部改正が行われました（2020 年 10 月から適用）。

- 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について  
（令和 2 年 8 月 28 日厚生労働省発社援 0805 第 6 号）
- 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について  
（令和 2 年 8 月 31 日社援発 0831 第 1 号）

- ◆ このほか、本書の編集終了後に下記の通知が発出され、「生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号）の一部改正（2020 年 6 月から適用）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号）並びに「生活保護法による介護扶助の運営要領について」（平成 12 年 3 月 31 日社援第 825 号）の一部改正（2020 年 10 月から適用）が行われました。

- 「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について  
（令和 2 年 6 月 1 日社援発 0601 第 3 号）
- 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について  
（令和 2 年 9 月 14 日社援保発 0914 第 1 号）
- 「生活保護法による介護扶助の運営要領について」の一部改正について  
（令和 2 年 9 月 30 日社援発 0930 第 4 号）

- ◆ 今般、上記の改正を踏まえ、追補を作成しました。『生活保護手帳 2021 年度版』刊行までの補訂資料として、本書とあわせてご活用ください。

\* 本資料において、改正該当箇所を示す際に、適宜次の略称を用いた。

告	示	=	生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)
事務次官	通知	=	生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号)
局長	通知	=	生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号)
課長	通知	=	生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号)
医療扶助	運営要領	=	生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日社発第727号)
介護扶助	運営要領	=	生活保護法による介護扶助の運営要領について(平成12年3月31日社援第825号)

『生活保護手帳 2020 年度版』 追補

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考																																																																																																								
146～193 頁	第1 保護の基準等	第1 保護の基準等 (略)	(「別添1～6」のとおり差し替え)	2020年10月1日 から適用																																																																																																								
262 頁	告示別表第1 第1章の1の(2)の ア中の算式	算式 $A \times \frac{1}{3} + (B+C) \times \frac{2}{3} + D$	算式 $A+B+C$	2020年10月1日 から適用																																																																																																								
262～263 頁	告示別表第1 第1章の1の(2)の ア中の算式の 符号	算式の符号 <b>A</b> 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に次の通減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②の合計額(以下「合計額②」という。)(ただし、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の通減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額①の合計額(以下「合計額①」という。)に0.9を乗じて得た額よりも合計額②が少ない場合は、合計額①に0.9を乗じて得た額とする。) <b>B</b> 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額③を世帯員ごとに合算した額に次の通減率の表中率③の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額③の合計額(ただし、当該合計額が、合計額①に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。) <b>C</b> (略) <b>D</b> (略)	算式の符号 <b>A</b> 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に次の通減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②の合計額(ただし、当該合計額が、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の通減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額①の合計額(以下「合計額①」という。)に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。) <b>B</b> (略) <b>C</b> (略)	2020年10月1日 から適用																																																																																																								
263 頁	告示別表第1 第1章の1の(2)の ア中の通減率	通減率 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に乗じる率 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">世帯人員別</th> </tr> <tr> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率①</td> <td>1.0000</td> <td>1.0000</td> <td>1.0000</td> <td>0.9500</td> <td>0.9000</td> </tr> <tr> <td>率②</td> <td>1.0000</td> <td>0.8850</td> <td>0.8350</td> <td>0.7675</td> <td>0.7140</td> </tr> <tr> <td>率③</td> <td>1.0000</td> <td>0.8548</td> <td>0.7151</td> <td>0.6010</td> <td>0.5683</td> </tr> </tbody> </table> 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に乗じる率 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">世帯人員別</th> </tr> <tr> <th>6人</th> <th>7人</th> <th>8人</th> <th>9人</th> <th>10人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率①</td> <td>0.9000</td> <td>0.9000</td> <td>0.9000</td> <td>0.9000</td> <td>0.9000</td> </tr> <tr> <td>率②</td> <td>0.7010</td> <td>0.6865</td> <td>0.6745</td> <td>0.6645</td> <td>0.6645</td> </tr> <tr> <td>率③</td> <td>0.5383</td> <td>0.5087</td> <td>0.4844</td> <td>0.4639</td> <td>0.4639</td> </tr> </tbody> </table>		世帯人員別					1人	2人	3人	4人	5人	率①	1.0000	1.0000	1.0000	0.9500	0.9000	率②	1.0000	0.8850	0.8350	0.7675	0.7140	率③	1.0000	0.8548	0.7151	0.6010	0.5683		世帯人員別					6人	7人	8人	9人	10人以上	率①	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	率②	0.7010	0.6865	0.6745	0.6645	0.6645	率③	0.5383	0.5087	0.4844	0.4639	0.4639	通減率 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に乗じる率 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">世帯人員別</th> </tr> <tr> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率①</td> <td>1.0000</td> <td>1.0000</td> <td>1.0000</td> <td>0.9500</td> <td>0.9000</td> </tr> <tr> <td>率②</td> <td>1.0000</td> <td>0.8548</td> <td>0.7151</td> <td>0.6010</td> <td>0.5683</td> </tr> </tbody> </table> 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に乗じる率 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">世帯人員別</th> </tr> <tr> <th>6人</th> <th>7人</th> <th>8人</th> <th>9人</th> <th>10人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率①</td> <td>0.9000</td> <td>0.9000</td> <td>0.9000</td> <td>0.9000</td> <td>0.9000</td> </tr> <tr> <td>率②</td> <td>0.5383</td> <td>0.5087</td> <td>0.4844</td> <td>0.4639</td> <td>0.4639</td> </tr> </tbody> </table>		世帯人員別					1人	2人	3人	4人	5人	率①	1.0000	1.0000	1.0000	0.9500	0.9000	率②	1.0000	0.8548	0.7151	0.6010	0.5683		世帯人員別					6人	7人	8人	9人	10人以上	率①	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	率②	0.5383	0.5087	0.4844	0.4639	0.4639	2020年10月1日 から適用
	世帯人員別																																																																																																											
	1人	2人	3人	4人	5人																																																																																																							
率①	1.0000	1.0000	1.0000	0.9500	0.9000																																																																																																							
率②	1.0000	0.8850	0.8350	0.7675	0.7140																																																																																																							
率③	1.0000	0.8548	0.7151	0.6010	0.5683																																																																																																							
	世帯人員別																																																																																																											
	6人	7人	8人	9人	10人以上																																																																																																							
率①	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000																																																																																																							
率②	0.7010	0.6865	0.6745	0.6645	0.6645																																																																																																							
率③	0.5383	0.5087	0.4844	0.4639	0.4639																																																																																																							
	世帯人員別																																																																																																											
	1人	2人	3人	4人	5人																																																																																																							
率①	1.0000	1.0000	1.0000	0.9500	0.9000																																																																																																							
率②	1.0000	0.8548	0.7151	0.6010	0.5683																																																																																																							
	世帯人員別																																																																																																											
	6人	7人	8人	9人	10人以上																																																																																																							
率①	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000																																																																																																							
率②	0.5383	0.5087	0.4844	0.4639	0.4639																																																																																																							

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
266 頁	局長通知 第 7 の 2 の(1)のカ	<p>カ (略)</p> <p>なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第 1 類の経費については、保護の基準別表第 1 第 1 章の 1 の第 1 類の表に定める基準額② (以下「第 1 類費基準額②」という。)に <b>3分の1を乗じて得た額と同表中基準額③ (以下「第 1 類費基準額③」という。)</b>に <b>3分の2を乗じて得た額の合算額</b>に 0.25 を乗じて得た額を計上すること。ただし、第 1 類費基準額②の額が同表中基準額① (以下「第 1 類費基準額①」という。)に <b>0.9</b> を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額② (以下「第 1 類費基準額②」という。)」を「<b>第 1 類費基準額①に 0.9 を乗じて得た額</b>」と読み替え、<b>第 1 類費基準額③の額が第 1 類費基準額①に 0.855 を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額③ (以下「第 1 類費基準額③」という。)</b>」を「第 1 類費基準額①に 0.855 を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>	<p>カ (略)</p> <p>なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第 1 類の経費については、保護の基準別表第 1 第 1 章の 1 の第 1 類の表に定める基準額② (以下「第 1 類費基準額②」という。)に 0.25 を乗じて得た額を計上すること。ただし、第 1 類費基準額②の額が同表中基準額① (以下「第 1 類費基準額①」という。)に <b>0.855</b> を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額② (以下「第 1 類費基準額②」という。)」を「第 1 類費基準額①に 0.855 を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>	2020 年 10 月 1 日から適用
274～275 頁	局長通知 第 7 - 2 の(3)のイ	<p>イ 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、第 1 類費基準額②に <b>3分の1を乗じて得た額と第 1 類費基準額③に 3分の2を乗じて得た額の合算額</b>に 0.75 を乗じて得た額及び保護の基準別表第 1 第 1 章の 1 の第 2 類の表に定める基準額② (以下「第 2 類費基準額②」という。)に <b>3分の1を乗じて得た額と同表中基準額③ (以下「第 2 類費基準額③」という。)</b>に <b>3分の2を乗じて得た額の合算額</b>に 0.2 を乗じて得た額の合計額 (12 月においては、当該合計額に期末一時扶助費を加えた額) とすること。ただし、第 1 類費基準額②に 0.75 を乗じて得た額と第 2 類費基準額②に 0.2 を乗じて得た額の<b>合算額</b>が、第 1 類費基準額①に 0.75 を乗じて得た額と同表中基準額① (以下「第 2 類費基準額①」という。)に 0.2 を乗じて得た額の<b>合算額</b>に <b>0.9</b> を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「第 1 類費基準額②」を「第 1 類費基準額①に <b>0.9</b> を乗じて得た額」と、「基準額② (以下「第 2 類費基準額②」という。)」を「第 2 類費基準額①に <b>0.9</b> を乗じて得た額」と読み替え、<b>第 1 類費基準額③に 0.75 を乗じて得た額と第 2 類費基準額③に 0.2 を乗じて得た額の合計額が、第 1 類費基準額①に 0.75 を乗じて得た額と第 2 類費基準額①に 0.2 を乗じて得た額の合計額に 0.855 を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「第 1 類費基準額③」を「第 1 類費基準額①に 0.855 を乗じて得た額」と、「基準額③ (以下「第 2 類費基準額③」という。)」を「第 2 類費基準額①に 0.855 を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</b></p>	<p>イ 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、第 1 類費基準額②に 0.75 を乗じて得た額及び保護の基準別表第 1 第 1 章の 1 の第 2 類の表に定める基準額② (以下「第 2 類費基準額②」という。)に 0.2 を乗じて得た額の合計額 (12 月においては、当該合計額に期末一時扶助費を加えた額) とすること。ただし、第 1 類費基準額②に 0.75 を乗じて得た額と第 2 類費基準額②に 0.2 を乗じて得た額の<b>合計額</b>が、第 1 類費基準額①に 0.75 を乗じて得た額と同表中基準額① (以下「第 2 類費基準額①」という。)に 0.2 を乗じて得た額の<b>合計額</b>に <b>0.855</b> を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「第 1 類費基準額②」を「第 1 類費基準額①に <b>0.855</b> を乗じて得た額」と、「基準額② (以下「第 2 類費基準額②」という。)」を「第 2 類費基準額①に <b>0.855</b> を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>	2020 年 10 月 1 日から適用

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考																																														
294 頁	告示別表第 1 第 2 章－ 6	<p><b>告</b> 別表第 1 第 2 章－ 6 児童養育加算</p> <p>(1) 加算額 (月額)</p> <p>児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額 (月額) は、<u>児童 1 人につき次の表に掲げる額</u>とする。</p> <table border="1" data-bbox="524 368 1084 528"> <tr> <td><u>第 1 子及び第 2 子</u></td> <td><u>(略)</u></td> <td><u>11,820 円</u></td> </tr> <tr> <td><u>子</u></td> <td><u>(略)</u></td> <td><u>10,190 円</u></td> </tr> <tr> <td><u>第 3 子以降</u></td> <td><u>(略)</u></td> <td><u>11,820 円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(略)</u></td> <td><u>10,190 円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 児童養育加算に係る経過的加算額 (月額)</p> <p>次に掲げる児童の養育に当たる者については、<u>(1)の表に掲げる額</u>に次に掲げる児童 1 人につき <u>2,700 円</u>を加えるものとする。</p> <p>ア 4 人以上の世帯に属する <u>3 歳に満たない児童</u></p> <p>イ 3 人以下の世帯に属する 3 歳に満たない児童 (当該児童について第 1 章の 2 若しくは 3 又は第 3 章の 1(1)に掲げる額を算定する場合に限る。)</p> <p>ウ 第 3 子以降の児童のうち、<u>3 歳以上の児童であつて小学校修了前のもの</u></p>	<u>第 1 子及び第 2 子</u>	<u>(略)</u>	<u>11,820 円</u>	<u>子</u>	<u>(略)</u>	<u>10,190 円</u>	<u>第 3 子以降</u>	<u>(略)</u>	<u>11,820 円</u>		<u>(略)</u>	<u>10,190 円</u>	<p><b>告</b> 別表第 1 第 2 章－ 6 児童養育加算</p> <p>(1) 加算額 (月額)</p> <p>児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額 (月額) は、<u>高等学校等修了前の児童 (18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童をいう。)</u> 1 人につき <u>10,190 円</u>とする。</p> <p>(2) 児童養育加算に係る経過的加算額 (月額)</p> <p>次に掲げる児童の養育に当たる者については、<u>(1)の額</u>に次に掲げる児童 1 人につき <u>4,330 円</u>を加えるものとする。</p> <p>ア 4 人以上の世帯に属する <u>3 歳に満たない児童 (月の初日に生まれた児童については、出生の日から 3 年を経過しない児童とする。以下同じ。)</u></p> <p>イ 3 人以下の世帯に属する 3 歳に満たない児童 (当該児童について第 1 章の 2 若しくは 3 又は第 3 章の 1(1)に掲げる額を算定する場合に限る。)</p> <p>ウ 第 3 子以降の児童のうち、<u>3 歳以上の児童 (月の初日に生まれた児童については、出生の日から 3 年を経過した児童とする。)</u> <u>であつて小学校修了前のもの (12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童をいう。)</u></p>	2020 年 10 月 1 日から適用																																		
<u>第 1 子及び第 2 子</u>	<u>(略)</u>	<u>11,820 円</u>																																																
<u>子</u>	<u>(略)</u>	<u>10,190 円</u>																																																
<u>第 3 子以降</u>	<u>(略)</u>	<u>11,820 円</u>																																																
	<u>(略)</u>	<u>10,190 円</u>																																																
298 頁	告示別表第 1 第 2 章－ 8 の(1)の表	<table border="1" data-bbox="472 1038 1167 1394"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>児童 1 人</th> <th>児童が 2 人の場合に加える額</th> <th>児童が 3 人以上 1 人を増すごとに加える額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">在宅者</td> <td>1 級地</td> <td><u>20,300 円</u></td> <td><u>3,900 円</u></td> <td><u>2,300 円</u></td> </tr> <tr> <td>2 級地</td> <td><u>18,800</u></td> <td><u>3,600</u></td> <td><u>2,200</u></td> </tr> <tr> <td>3 級地</td> <td><u>17,500</u></td> <td><u>3,300</u></td> <td><u>2,000</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者</td> <td>19,350</td> <td>1,560</td> <td>770</td> </tr> </tbody> </table>			児童 1 人	児童が 2 人の場合に加える額	児童が 3 人以上 1 人を増すごとに加える額	在宅者	1 級地	<u>20,300 円</u>	<u>3,900 円</u>	<u>2,300 円</u>	2 級地	<u>18,800</u>	<u>3,600</u>	<u>2,200</u>	3 級地	<u>17,500</u>	<u>3,300</u>	<u>2,000</u>	入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		19,350	1,560	770	<table border="1" data-bbox="1218 1038 1912 1394"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>児童 1 人</th> <th>児童が 2 人の場合に加える額</th> <th>児童が 3 人以上 1 人を増すごとに加える額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">在宅者</td> <td>1 級地</td> <td><u>18,800 円</u></td> <td><u>4,800 円</u></td> <td><u>2,900 円</u></td> </tr> <tr> <td>2 級地</td> <td><u>17,400</u></td> <td><u>4,400</u></td> <td><u>2,700</u></td> </tr> <tr> <td>3 級地</td> <td><u>16,100</u></td> <td><u>4,100</u></td> <td><u>2,500</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者</td> <td>19,350</td> <td>1,560</td> <td>770</td> </tr> </tbody> </table>			児童 1 人	児童が 2 人の場合に加える額	児童が 3 人以上 1 人を増すごとに加える額	在宅者	1 級地	<u>18,800 円</u>	<u>4,800 円</u>	<u>2,900 円</u>	2 級地	<u>17,400</u>	<u>4,400</u>	<u>2,700</u>	3 級地	<u>16,100</u>	<u>4,100</u>	<u>2,500</u>	入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		19,350	1,560	770	2020 年 10 月 1 日から適用
		児童 1 人	児童が 2 人の場合に加える額	児童が 3 人以上 1 人を増すごとに加える額																																														
在宅者	1 級地	<u>20,300 円</u>	<u>3,900 円</u>	<u>2,300 円</u>																																														
	2 級地	<u>18,800</u>	<u>3,600</u>	<u>2,200</u>																																														
	3 級地	<u>17,500</u>	<u>3,300</u>	<u>2,000</u>																																														
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		19,350	1,560	770																																														
		児童 1 人	児童が 2 人の場合に加える額	児童が 3 人以上 1 人を増すごとに加える額																																														
在宅者	1 級地	<u>18,800 円</u>	<u>4,800 円</u>	<u>2,900 円</u>																																														
	2 級地	<u>17,400</u>	<u>4,400</u>	<u>2,700</u>																																														
	3 級地	<u>16,100</u>	<u>4,100</u>	<u>2,500</u>																																														
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		19,350	1,560	770																																														

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考																																																																																																																																																																																																																		
298～299 頁	告示別表第1 第2章－8の(2) のオ	<p>ア 3人以上の世帯に属する児童（当該児童が1人の場合に限る。） （ア） 3人世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童の年齢</th> <th>1級地の1</th> <th>1級地の2</th> <th>2級地の1</th> <th>2級地の2</th> <th>3級地の1</th> <th>3級地の2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～5歳</td> <td>2,230円</td> <td>2,230円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>6～11歳</td> <td>2,230</td> <td>2,230</td> <td>2,140</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>12～14歳</td> <td>2,230</td> <td>2,230</td> <td>2,140</td> <td>1,860</td> <td>1,180</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>15～17歳</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>18歳以上20歳未満</td> <td>2,230</td> <td>2,230</td> <td>2,140</td> <td>1,860</td> <td>1,180</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ） 4人世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童の年齢</th> <th>1級地の1</th> <th>1級地の2</th> <th>2級地の1</th> <th>2級地の2</th> <th>3級地の1</th> <th>3級地の2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～2歳</td> <td>2,230円</td> <td>2,230円</td> <td>2,140円</td> <td>2,140円</td> <td>1,940円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>3～14歳</td> <td>2,230</td> <td>2,230</td> <td>2,140</td> <td>2,140</td> <td>1,940</td> <td>1,940</td> </tr> <tr> <td>15～17歳</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>18歳以上20歳未満</td> <td>2,230</td> <td>2,230</td> <td>2,140</td> <td>2,140</td> <td>1,940</td> <td>1,940</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ウ） 5人以上の世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童の年齢</th> <th>1級地の1</th> <th>1級地の2</th> <th>2級地の1</th> <th>2級地の2</th> <th>3級地の1</th> <th>3級地の2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～14歳</td> <td>2,230円</td> <td>2,230円</td> <td>2,140円</td> <td>2,140円</td> <td>1,940円</td> <td>1,940円</td> </tr> <tr> <td>15～17歳</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>18歳以上20歳未満</td> <td>2,230</td> <td>2,230</td> <td>2,140</td> <td>2,140</td> <td>1,940</td> <td>1,940</td> </tr> </tbody> </table>	児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	0～5歳	2,230円	2,230円	0円	0円	0円	0円	6～11歳	2,230	2,230	2,140	0	0	0	12～14歳	2,230	2,230	2,140	1,860	1,180	0	15～17歳	0	0	0	0	0	0	18歳以上20歳未満	2,230	2,230	2,140	1,860	1,180	0	児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	0～2歳	2,230円	2,230円	2,140円	2,140円	1,940円	0円	3～14歳	2,230	2,230	2,140	2,140	1,940	1,940	15～17歳	0	0	0	0	0	0	18歳以上20歳未満	2,230	2,230	2,140	2,140	1,940	1,940	児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	0～14歳	2,230円	2,230円	2,140円	2,140円	1,940円	1,940円	15～17歳	0	0	0	0	0	0	18歳以上20歳未満	2,230	2,230	2,140	2,140	1,940	1,940	<p>ア 3人以上の世帯に属する児童（当該児童が1人の場合に限る。） （ア） 3人世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童の年齢</th> <th>1級地の1</th> <th>1級地の2</th> <th>2級地の1</th> <th>2級地の2</th> <th>3級地の1</th> <th>3級地の2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～5歳</td> <td>3,330円</td> <td>3,330円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>6～11歳</td> <td>3,330</td> <td>3,330</td> <td>3,200</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>12～14歳</td> <td>3,330</td> <td>3,330</td> <td>3,200</td> <td>2,780</td> <td>1,760</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>15～17歳</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>18歳以上20歳未満</td> <td>3,330</td> <td>3,330</td> <td>3,200</td> <td>2,780</td> <td>1,760</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ） 4人世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童の年齢</th> <th>1級地の1</th> <th>1級地の2</th> <th>2級地の1</th> <th>2級地の2</th> <th>3級地の1</th> <th>3級地の2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～2歳</td> <td>3,330円</td> <td>3,330円</td> <td>3,200円</td> <td>3,200円</td> <td>2,900円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>3～14歳</td> <td>3,330</td> <td>3,330</td> <td>3,200</td> <td>3,200</td> <td>2,900</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>15～17歳</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>18歳以上20歳未満</td> <td>3,330</td> <td>3,330</td> <td>3,200</td> <td>3,200</td> <td>2,900</td> <td>2,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ウ） 5人以上の世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童の年齢</th> <th>1級地の1</th> <th>1級地の2</th> <th>2級地の1</th> <th>2級地の2</th> <th>3級地の1</th> <th>3級地の2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～14歳</td> <td>3,330円</td> <td>3,330円</td> <td>3,200円</td> <td>3,200円</td> <td>2,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>15～17歳</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>18歳以上20歳未満</td> <td>3,330</td> <td>3,330</td> <td>3,200</td> <td>3,200</td> <td>2,900</td> <td>2,900</td> </tr> </tbody> </table>	児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	0～5歳	3,330円	3,330円	0円	0円	0円	0円	6～11歳	3,330	3,330	3,200	0	0	0	12～14歳	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0	15～17歳	0	0	0	0	0	0	18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0	児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	0～2歳	3,330円	3,330円	3,200円	3,200円	2,900円	0円	3～14歳	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900	15～17歳	0	0	0	0	0	0	18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900	児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	0～14歳	3,330円	3,330円	3,200円	3,200円	2,900円	2,900円	15～17歳	0	0	0	0	0	0	18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900	2020年10月1 日から適用
児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2																																																																																																																																																																																																																
0～5歳	2,230円	2,230円	0円	0円	0円	0円																																																																																																																																																																																																																
6～11歳	2,230	2,230	2,140	0	0	0																																																																																																																																																																																																																
12～14歳	2,230	2,230	2,140	1,860	1,180	0																																																																																																																																																																																																																
15～17歳	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																
18歳以上20歳未満	2,230	2,230	2,140	1,860	1,180	0																																																																																																																																																																																																																
児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2																																																																																																																																																																																																																
0～2歳	2,230円	2,230円	2,140円	2,140円	1,940円	0円																																																																																																																																																																																																																
3～14歳	2,230	2,230	2,140	2,140	1,940	1,940																																																																																																																																																																																																																
15～17歳	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																
18歳以上20歳未満	2,230	2,230	2,140	2,140	1,940	1,940																																																																																																																																																																																																																
児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2																																																																																																																																																																																																																
0～14歳	2,230円	2,230円	2,140円	2,140円	1,940円	1,940円																																																																																																																																																																																																																
15～17歳	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																
18歳以上20歳未満	2,230	2,230	2,140	2,140	1,940	1,940																																																																																																																																																																																																																
児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2																																																																																																																																																																																																																
0～5歳	3,330円	3,330円	0円	0円	0円	0円																																																																																																																																																																																																																
6～11歳	3,330	3,330	3,200	0	0	0																																																																																																																																																																																																																
12～14歳	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0																																																																																																																																																																																																																
15～17歳	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																
18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0																																																																																																																																																																																																																
児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2																																																																																																																																																																																																																
0～2歳	3,330円	3,330円	3,200円	3,200円	2,900円	0円																																																																																																																																																																																																																
3～14歳	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900																																																																																																																																																																																																																
15～17歳	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																
18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900																																																																																																																																																																																																																
児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2																																																																																																																																																																																																																
0～14歳	3,330円	3,330円	3,200円	3,200円	2,900円	2,900円																																																																																																																																																																																																																
15～17歳	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																
18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900																																																																																																																																																																																																																
299頁	告示別表第1 第2章－8の(2) のイ	<p>イ (3)の養育に当たる者が第1章の1の基準生活費を算定される世帯に属する児童（当該児童全てが第3章の1(2)に掲げる児童又は医療型障害児施設に入所する児童であり、かつ同一世帯に属する当該児童が2人以下である場合に限る。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1級地の1</th> <th>1級地の2</th> <th>2級地の1</th> <th>2級地の2</th> <th>3級地の1</th> <th>3級地の2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童1人</td> <td>2,230円</td> <td>2,230円</td> <td>2,140円</td> <td>2,140円</td> <td>1,940円</td> <td>1,940円</td> </tr> <tr> <td>児童2人</td> <td>190</td> <td>190</td> <td>310</td> <td>310</td> <td>240</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table>		1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	児童1人	2,230円	2,230円	2,140円	2,140円	1,940円	1,940円	児童2人	190	190	310	310	240	240	<p>イ (3)の養育に当たる者が第1章の1の基準生活費を算定される世帯に属する児童（当該児童全てが第3章の1(2)に掲げる児童又は医療型障害児施設に入所する児童であり、かつ同一世帯に属する当該児童が2人以下である場合に限る。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1級地の1</th> <th>1級地の2</th> <th>2級地の1</th> <th>2級地の2</th> <th>3級地の1</th> <th>3級地の2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童1人</td> <td>3,330円</td> <td>3,330円</td> <td>3,200円</td> <td>3,200円</td> <td>2,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>児童2人</td> <td>280</td> <td>280</td> <td>460</td> <td>460</td> <td>350</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table>		1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	児童1人	3,330円	3,330円	3,200円	3,200円	2,900円	2,900円	児童2人	280	280	460	460	350	350	2020年10月1 日から適用																																																																																																																																																																								
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2																																																																																																																																																																																																																
児童1人	2,230円	2,230円	2,140円	2,140円	1,940円	1,940円																																																																																																																																																																																																																
児童2人	190	190	310	310	240	240																																																																																																																																																																																																																
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2																																																																																																																																																																																																																
児童1人	3,330円	3,330円	3,200円	3,200円	2,900円	2,900円																																																																																																																																																																																																																
児童2人	280	280	460	460	350	350																																																																																																																																																																																																																
303頁	局長通知 第7 －2の(5)のアの (ア)のCの表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生によることができる場合</td> <td>1組につき 13,400円以内</td> </tr> <tr> <td>新規に購入を必要とする場合</td> <td>1組につき 19,500円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	再生によることができる場合	1組につき 13,400円以内	新規に購入を必要とする場合	1組につき 19,500円以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生によることができる場合</td> <td>1組につき 13,600円以内</td> </tr> <tr> <td>新規に購入を必要とする場合</td> <td>1組につき 19,900円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	再生によることができる場合	1組につき 13,600円以内	新規に購入を必要とする場合	1組につき 19,900円以内	2020年10月1 日から適用																																																																																																																																																																																																						
区分	金額																																																																																																																																																																																																																					
再生によることができる場合	1組につき 13,400円以内																																																																																																																																																																																																																					
新規に購入を必要とする場合	1組につき 19,500円以内																																																																																																																																																																																																																					
区分	金額																																																																																																																																																																																																																					
再生によることができる場合	1組につき 13,600円以内																																																																																																																																																																																																																					
新規に購入を必要とする場合	1組につき 19,900円以内																																																																																																																																																																																																																					

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考																																		
304 頁	局長通知 第7 - 2の(5)のアの (ウ)の表	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯人員別</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>夏季(4月から9月まで)</th> <th>冬季(10月から3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人まで</td> <td>19,900円以内</td> <td>35,800円以内</td> </tr> <tr> <td>4人まで</td> <td>37,900円以内</td> <td>60,600円以内</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>48,800円以内</td> <td>77,000円以内</td> </tr> <tr> <td>6人以上1人を増すごとに加算する額</td> <td>7,100円以内</td> <td>10,600円以内</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員別	金額		夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から3月まで)	2人まで	19,900円以内	35,800円以内	4人まで	37,900円以内	60,600円以内	5人	48,800円以内	77,000円以内	6人以上1人を増すごとに加算する額	7,100円以内	10,600円以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯人員別</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>夏季(4月から9月まで)</th> <th>冬季(10月から3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人まで</td> <td>20,000円以内</td> <td>35,900円以内</td> </tr> <tr> <td>4人まで</td> <td>38,100円以内</td> <td>60,800円以内</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>49,000円以内</td> <td>77,300円以内</td> </tr> <tr> <td>6人以上1人を増すごとに加算する額</td> <td>7,100円以内</td> <td>10,600円以内</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員別	金額		夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から3月まで)	2人まで	20,000円以内	35,900円以内	4人まで	38,100円以内	60,800円以内	5人	49,000円以内	77,300円以内	6人以上1人を増すごとに加算する額	7,100円以内	10,600円以内	2020年10月1 日から適用
世帯人員別	金額																																					
	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から3月まで)																																				
2人まで	19,900円以内	35,800円以内																																				
4人まで	37,900円以内	60,600円以内																																				
5人	48,800円以内	77,000円以内																																				
6人以上1人を増すごとに加算する額	7,100円以内	10,600円以内																																				
世帯人員別	金額																																					
	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から3月まで)																																				
2人まで	20,000円以内	35,900円以内																																				
4人まで	38,100円以内	60,800円以内																																				
5人	49,000円以内	77,300円以内																																				
6人以上1人を増すごとに加算する額	7,100円以内	10,600円以内																																				
304 頁	局長通知 第7 - 2の(5)のアの (エ)	(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合 52,100円以内	(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合 52,400円以内	2020年10月1 日から適用																																		
304 頁	局長通知 第7 - 2の(5)のアの (カ)	(カ) 常時失禁状態にある患者(介護施設入所者を除く。)等が紙おむつ等を必要とする場合 月額20,800円以内	(カ) 常時失禁状態にある患者(介護施設入所者を除く。)等が紙おむつ等を必要とする場合 月額20,900円以内	2020年10月1 日から適用																																		
305 頁	局長通知 第7 - 2の(6)の ア	ア 炊事用具、食器等の家具什器 被保護世帯が次の(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、29,600円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。 なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、47,100円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。 (ア)～(オ) (略)	ア 炊事用具、食器等の家具什器 被保護世帯が次の(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、29,500円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。 なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、47,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。 (ア)～(オ) (略)	2020年10月1 日から適用																																		
306 頁	局長通知 第7 - 2の(6)の イ	イ 暖房器具 被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、20,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が20,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、51,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。	イ 暖房器具 被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、21,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が21,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、53,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。	2020年10月1 日から適用																																		

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考																		
306 頁	局長通知 第 7 - 2 の(6)のウ	ウ 冷房器具 被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、 <u>51,000</u> 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。	ウ 冷房器具 被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、 <u>53,000</u> 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。	2020年10月1 日から適用																		
320 頁	局長通知 第 7 の 3 の(2)	(2) 学級費等 (略) 小学校等 月額 <u>850</u> 円以内 中学校等 月額 <u>770</u> 円以内	(2) 学級費等 (略) 小学校等 月額 <u>1,080</u> 円以内 中学校等 月額 <u>1,000</u> 円以内	2020年10月1 日から適用																		
323 頁	課長通知 問(第 7 の 13)	[学校長渡しの給食費の認定] 問(第7の13) 給食費を学校長に直接交付する場合であって前渡の必要があるとき、当該給食費の認定の取扱いは如何にしたらよいか。  答 前渡の必要があると認定される給食費の概算額を毎月計上し、毎学年おおむね2回程度、適宜な時期に精算を行うようにされたい。 なお、保護を停止し、又は廃止するときは、そのときに精算を行わ れたい。	[学校長渡しの給食費の認定] 問(第7の13) 給食費を学校長に直接交付する場合 <b>又は地方公共団体等に代理納付する場合</b> であって前渡の必要があるとき、当該給食費の認定の取扱いは如何にしたらよいか。  答 前渡の必要があると認定される給食費の概算額を毎月計上し、毎学年おおむね2回程度、適宜な時期に精算を行うようにされたい。 なお、保護を停止し、又は廃止するときは、そのときに精算を行わ れたい。	2020年10月1 日から適用																		
324 頁	告示別表第3の 1の表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 級地別</th> <th>家賃、間代、地代 等の額(月額)</th> <th>補修費等住宅維 持費の額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地及び2級地</td> <td>13,000円以内</td> <td><u>122,000</u>円以内</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>8,000円以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分 級地別	家賃、間代、地代 等の額(月額)	補修費等住宅維 持費の額(年額)	1級地及び2級地	13,000円以内	<u>122,000</u> 円以内	3級地	8,000円以内		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 級地別</th> <th>家賃、間代、地代 等の額(月額)</th> <th>補修費等住宅維 持費の額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地及び2級地</td> <td>13,000円以内</td> <td><u>121,000</u>円以内</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>8,000円以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分 級地別	家賃、間代、地代 等の額(月額)	補修費等住宅維 持費の額(年額)	1級地及び2級地	13,000円以内	<u>121,000</u> 円以内	3級地	8,000円以内		2020年10月1 日から適用
区 分 級地別	家賃、間代、地代 等の額(月額)	補修費等住宅維 持費の額(年額)																				
1級地及び2級地	13,000円以内	<u>122,000</u> 円以内																				
3級地	8,000円以内																					
区 分 級地別	家賃、間代、地代 等の額(月額)	補修費等住宅維 持費の額(年額)																				
1級地及び2級地	13,000円以内	<u>121,000</u> 円以内																				
3級地	8,000円以内																					
334 頁	告示別表第5	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">告示別表第5 介護扶助基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用</td> <td>生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>移送費</td> <td>移送に必要な最小限度の額</td> </tr> </tbody> </table>	告示別表第5 介護扶助基準			1	居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額	2	移送費	移送に必要な最小限度の額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">告示別表第5 介護扶助基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用</td> <td>生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>移送費</td> <td>移送に必要な最小限度の額</td> </tr> </tbody> </table>	告示別表第5 介護扶助基準			1	居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額	2	移送費	移送に必要な最小限度の額	2020年10月1 日から適用
告示別表第5 介護扶助基準																						
1	居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額																				
2	移送費	移送に必要な最小限度の額																				
告示別表第5 介護扶助基準																						
1	居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額																				
2	移送費	移送に必要な最小限度の額																				



該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考																																								
337～338 頁	告示別表第7の 1の表	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生業費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">技能修得費</td> <td>技能修得費（高等学校等就学費を除く。）</td> <td><u>81,000</u>円以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">高等学校等 就学費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">就職支度費</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基準額	生業費		(略)	技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）	<u>81,000</u> 円以内	高等学校等 就学費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	就職支度費		(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生業費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">技能修得費</td> <td>技能修得費（高等学校等就学費を除く。）</td> <td><u>82,000</u>円以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">高等学校等 就学費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">就職支度費</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基準額	生業費		(略)	技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）	<u>82,000</u> 円以内	高等学校等 就学費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	就職支度費		(略)	2020年10月1 日から適用
区分		基準額																																										
生業費		(略)																																										
技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）	<u>81,000</u> 円以内																																										
	高等学校等 就学費	(略)																																										
		(略)																																										
		(略)																																										
		(略)																																										
		(略)																																										
		(略)																																										
		(略)																																										
就職支度費		(略)																																										
区分		基準額																																										
生業費		(略)																																										
技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）	<u>82,000</u> 円以内																																										
	高等学校等 就学費	(略)																																										
		(略)																																										
		(略)																																										
		(略)																																										
		(略)																																										
		(略)																																										
		(略)																																										
就職支度費		(略)																																										
339～340 頁	局長通知 第7 の8の(2)のアの (ウ)	(ウ) (略) なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、 <u>135,000</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。	(ウ) (略) なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、 <u>137,000</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。	2020年10月1 日から適用																																								
340 頁	局長通知 第7 の8の(2)のアの (エ)	(エ) (略) なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 <u>216,000</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。	(エ) (略) なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 <u>219,000</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。	2020年10月1 日から適用																																								
343 頁	局長通知 第7 の8の(2)のイの (ウ)	(ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額 <u>1,780</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。	(ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額 <u>2,330</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。	2020年10月1 日から適用																																								
387 頁	事務次官通知 第8-3-(4)	<b>次</b> 第8-3-(4) 勤労に伴う必要経費 新規に就労したため特別の経費を必要とする者については、別に定めるところにより、月額 <u>11,600</u> 円をその者の収入から控除すること。	<b>次</b> 第8-3-(4) 勤労に伴う必要経費 新規に就労したため特別の経費を必要とする者については、別に定めるところにより、月額 <u>11,700</u> 円をその者の収入から控除すること。	2020年10月1 日から適用																																								

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考																																								
516 頁	医療扶助運営要領 別紙第4号の3の1	<p>1 初検，往療及び再検</p> <table border="1" data-bbox="607 228 999 408"> <tr><td>初 検 料</td><td>1,520 円</td></tr> <tr><td>初検時相談支援料</td><td><u>50</u> 円</td></tr> <tr><td>往 療 料</td><td><u>1,860</u> 円</td></tr> <tr><td>再 検 料</td><td>410 円</td></tr> </table> <p>注(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 往療距離が片道<u>2</u>キロメートルを超え<u>8</u>キロメートルまでの場合については，<u>2</u>キロメートル又はその端数を増すごとに，<u>所定金額に800円を加算し，片道8キロメートルを超えた場合には，一律2,400円を加算</u>する。</p> <p>(4) 夜間，難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については，所定金額(注(3)による<u>加算</u>金額を含む。)のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	初 検 料	1,520 円	初検時相談支援料	<u>50</u> 円	往 療 料	<u>1,860</u> 円	再 検 料	410 円	<p>1 初検，往療及び再検</p> <table border="1" data-bbox="1350 228 1742 408"> <tr><td>初 検 料</td><td>1,520 円</td></tr> <tr><td>初検時相談支援料</td><td><u>100</u> 円</td></tr> <tr><td>往 療 料</td><td><u>2,300</u> 円</td></tr> <tr><td>再 検 料</td><td>410 円</td></tr> </table> <p>注(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 往療距離が片道<u>4</u>キロメートルを超え<u>た</u>場合は，<u>2,700円</u>とする。</p> <p>(4) 夜間，難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については，所定金額(注(3)による金額を含む。)のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	初 検 料	1,520 円	初検時相談支援料	<u>100</u> 円	往 療 料	<u>2,300</u> 円	再 検 料	410 円	2020年6月1日から適用																								
初 検 料	1,520 円																																											
初検時相談支援料	<u>50</u> 円																																											
往 療 料	<u>1,860</u> 円																																											
再 検 料	410 円																																											
初 検 料	1,520 円																																											
初検時相談支援料	<u>100</u> 円																																											
往 療 料	<u>2,300</u> 円																																											
再 検 料	410 円																																											
517 頁	医療扶助運営要領 別紙第4号の3の2	<p>2 骨折</p> <table border="1" data-bbox="465 847 1144 1262"> <thead> <tr> <th>骨折</th> <th>整復料</th> <th>後療料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 鎖骨</td><td><u>5,400</u> 円</td><td rowspan="8">} <u>820</u> 円</td></tr> <tr><td>2 肋骨</td><td><u>5,400</u> 円</td></tr> <tr><td>3 上腕骨</td><td><u>11,700</u> 円</td></tr> <tr><td>4 前腕骨</td><td><u>11,700</u> 円</td></tr> <tr><td>5 大腿骨</td><td><u>11,700</u> 円</td></tr> <tr><td>6 下腿骨</td><td><u>11,700</u> 円</td></tr> <tr><td>7 手根骨・足根骨</td><td><u>5,400</u> 円</td></tr> <tr><td>8 中手骨，中足骨，指(手，足)骨</td><td><u>5,400</u> 円</td></tr> </tbody> </table> <p>注(1)・(2) (略)</p>	骨折	整復料	後療料	1 鎖骨	<u>5,400</u> 円	} <u>820</u> 円	2 肋骨	<u>5,400</u> 円	3 上腕骨	<u>11,700</u> 円	4 前腕骨	<u>11,700</u> 円	5 大腿骨	<u>11,700</u> 円	6 下腿骨	<u>11,700</u> 円	7 手根骨・足根骨	<u>5,400</u> 円	8 中手骨，中足骨，指(手，足)骨	<u>5,400</u> 円	<p>2 骨折</p> <table border="1" data-bbox="1211 847 1890 1262"> <thead> <tr> <th>骨折</th> <th>整復料</th> <th>後療料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 鎖骨</td><td><u>5,500</u> 円</td><td rowspan="8">} <u>850</u> 円</td></tr> <tr><td>2 肋骨</td><td><u>5,500</u> 円</td></tr> <tr><td>3 上腕骨</td><td><u>11,800</u> 円</td></tr> <tr><td>4 前腕骨</td><td><u>11,800</u> 円</td></tr> <tr><td>5 大腿骨</td><td><u>11,800</u> 円</td></tr> <tr><td>6 下腿骨</td><td><u>11,800</u> 円</td></tr> <tr><td>7 手根骨・足根骨</td><td><u>5,500</u> 円</td></tr> <tr><td>8 中手骨，中足骨，指(手，足)骨</td><td><u>5,500</u> 円</td></tr> </tbody> </table> <p>注(1)・(2) (略)</p>	骨折	整復料	後療料	1 鎖骨	<u>5,500</u> 円	} <u>850</u> 円	2 肋骨	<u>5,500</u> 円	3 上腕骨	<u>11,800</u> 円	4 前腕骨	<u>11,800</u> 円	5 大腿骨	<u>11,800</u> 円	6 下腿骨	<u>11,800</u> 円	7 手根骨・足根骨	<u>5,500</u> 円	8 中手骨，中足骨，指(手，足)骨	<u>5,500</u> 円	2020年6月1日から適用
骨折	整復料	後療料																																										
1 鎖骨	<u>5,400</u> 円	} <u>820</u> 円																																										
2 肋骨	<u>5,400</u> 円																																											
3 上腕骨	<u>11,700</u> 円																																											
4 前腕骨	<u>11,700</u> 円																																											
5 大腿骨	<u>11,700</u> 円																																											
6 下腿骨	<u>11,700</u> 円																																											
7 手根骨・足根骨	<u>5,400</u> 円																																											
8 中手骨，中足骨，指(手，足)骨	<u>5,400</u> 円																																											
骨折	整復料	後療料																																										
1 鎖骨	<u>5,500</u> 円	} <u>850</u> 円																																										
2 肋骨	<u>5,500</u> 円																																											
3 上腕骨	<u>11,800</u> 円																																											
4 前腕骨	<u>11,800</u> 円																																											
5 大腿骨	<u>11,800</u> 円																																											
6 下腿骨	<u>11,800</u> 円																																											
7 手根骨・足根骨	<u>5,500</u> 円																																											
8 中手骨，中足骨，指(手，足)骨	<u>5,500</u> 円																																											

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考																																				
517 頁	医療扶助運営要領 別紙第 4 号 の 3 の 3	3 不全骨折 <table border="1"> <thead> <tr> <th>不全骨折</th> <th>固定料</th> <th>後療料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 鎖骨, 胸骨, 肋骨</td> <td>4,000 円</td> <td rowspan="7">} 690 円</td> </tr> <tr> <td>2 骨盤</td> <td>9,400 円</td> </tr> <tr> <td>3 上腕骨, 前腕骨</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td>4 大腿骨</td> <td>9,400 円</td> </tr> <tr> <td>5 下腿骨</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td>6 膝蓋骨</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td>7 手根骨, 足根骨, 中手骨, 中足骨, 指 (手, 足) 骨</td> <td>3,800 円</td> </tr> </tbody> </table> 注 (略)	不全骨折	固定料	後療料	1 鎖骨, 胸骨, 肋骨	4,000 円	} 690 円	2 骨盤	9,400 円	3 上腕骨, 前腕骨	7,200 円	4 大腿骨	9,400 円	5 下腿骨	7,200 円	6 膝蓋骨	7,200 円	7 手根骨, 足根骨, 中手骨, 中足骨, 指 (手, 足) 骨	3,800 円	3 不全骨折 <table border="1"> <thead> <tr> <th>不全骨折</th> <th>固定料</th> <th>後療料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 鎖骨, 胸骨, 肋骨</td> <td>4,100 円</td> <td rowspan="7">} 720 円</td> </tr> <tr> <td>2 骨盤</td> <td>9,500 円</td> </tr> <tr> <td>3 上腕骨, 前腕骨</td> <td>7,300 円</td> </tr> <tr> <td>4 大腿骨</td> <td>9,500 円</td> </tr> <tr> <td>5 下腿骨</td> <td>7,300 円</td> </tr> <tr> <td>6 膝蓋骨</td> <td>7,300 円</td> </tr> <tr> <td>7 手根骨, 足根骨, 中手骨, 中足骨, 指 (手, 足) 骨</td> <td>3,900 円</td> </tr> </tbody> </table> 注 (略)	不全骨折	固定料	後療料	1 鎖骨, 胸骨, 肋骨	4,100 円	} 720 円	2 骨盤	9,500 円	3 上腕骨, 前腕骨	7,300 円	4 大腿骨	9,500 円	5 下腿骨	7,300 円	6 膝蓋骨	7,300 円	7 手根骨, 足根骨, 中手骨, 中足骨, 指 (手, 足) 骨	3,900 円	2020 年 6 月 1 日から適用
不全骨折	固定料	後療料																																						
1 鎖骨, 胸骨, 肋骨	4,000 円	} 690 円																																						
2 骨盤	9,400 円																																							
3 上腕骨, 前腕骨	7,200 円																																							
4 大腿骨	9,400 円																																							
5 下腿骨	7,200 円																																							
6 膝蓋骨	7,200 円																																							
7 手根骨, 足根骨, 中手骨, 中足骨, 指 (手, 足) 骨	3,800 円																																							
不全骨折	固定料	後療料																																						
1 鎖骨, 胸骨, 肋骨	4,100 円	} 720 円																																						
2 骨盤	9,500 円																																							
3 上腕骨, 前腕骨	7,300 円																																							
4 大腿骨	9,500 円																																							
5 下腿骨	7,300 円																																							
6 膝蓋骨	7,300 円																																							
7 手根骨, 足根骨, 中手骨, 中足骨, 指 (手, 足) 骨	3,900 円																																							
518 頁	医療扶助運営要領 別紙第 4 号 の 3 の 4	4 脱臼 <table border="1"> <thead> <tr> <th>脱臼</th> <th>整復料</th> <th>後療料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 顎関節</td> <td>2,500 円</td> <td rowspan="6">} 690 円</td> </tr> <tr> <td>2 肩関節</td> <td>8,100 円</td> </tr> <tr> <td>3 肘関節</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td>4 股関節</td> <td>9,200 円</td> </tr> <tr> <td>5 膝関節</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td>6 手関節, 足関節, 指 (手, 足) 関節</td> <td>3,800 円</td> </tr> </tbody> </table> 注 (略)	脱臼	整復料	後療料	1 顎関節	2,500 円	} 690 円	2 肩関節	8,100 円	3 肘関節	3,800 円	4 股関節	9,200 円	5 膝関節	3,800 円	6 手関節, 足関節, 指 (手, 足) 関節	3,800 円	4 脱臼 <table border="1"> <thead> <tr> <th>脱臼</th> <th>整復料</th> <th>後療料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 顎関節</td> <td>2,600 円</td> <td rowspan="6">} 720 円</td> </tr> <tr> <td>2 肩関節</td> <td>8,200 円</td> </tr> <tr> <td>3 肘関節</td> <td>3,900 円</td> </tr> <tr> <td>4 股関節</td> <td>9,300 円</td> </tr> <tr> <td>5 膝関節</td> <td>3,900 円</td> </tr> <tr> <td>6 手関節, 足関節, 指 (手, 足) 関節</td> <td>3,900 円</td> </tr> </tbody> </table> 注 (略)	脱臼	整復料	後療料	1 顎関節	2,600 円	} 720 円	2 肩関節	8,200 円	3 肘関節	3,900 円	4 股関節	9,300 円	5 膝関節	3,900 円	6 手関節, 足関節, 指 (手, 足) 関節	3,900 円	2020 年 6 月 1 日から適用				
脱臼	整復料	後療料																																						
1 顎関節	2,500 円	} 690 円																																						
2 肩関節	8,100 円																																							
3 肘関節	3,800 円																																							
4 股関節	9,200 円																																							
5 膝関節	3,800 円																																							
6 手関節, 足関節, 指 (手, 足) 関節	3,800 円																																							
脱臼	整復料	後療料																																						
1 顎関節	2,600 円	} 720 円																																						
2 肩関節	8,200 円																																							
3 肘関節	3,900 円																																							
4 股関節	9,300 円																																							
5 膝関節	3,900 円																																							
6 手関節, 足関節, 指 (手, 足) 関節	3,900 円																																							
630 頁	介護扶助運営要領 第 6 の 1 の (1) の ア	ア 法による介護扶助のための居宅介護等若しくは居宅介護支援計画等の作成, 福祉用具若しくは介護予防福祉用具の給付又は施設介護を担当する機関は, 申請のあったもののうち, 法第 54 条の 2 第 4 項において準用する法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までのいずれにも該当せず, 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項本文, 第 42 条の 2 第 1 項本文, 第 46 条第 1 項, 第 48 条第 1 項第 1 号, 第 53 条第 1 項本文, 第 54 条の 2 第 1 項本文, 第 58 条第 1 項若しくは第 115 条の 45 の 3 第 1 項の規定による指定又は同法第 94 条第 1 項の規定による許可を受けているものであって, 介護扶助のための介護について理解を有していると認められるものについて指定するものとする。	ア 法による介護扶助のための居宅介護等若しくは居宅介護支援計画等の作成, 福祉用具若しくは介護予防福祉用具の給付又は施設介護を担当する機関は, 申請のあったものうち, 法第 54 条の 2 第 5 項において準用する法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までのいずれにも該当せず, 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項本文, 第 42 条の 2 第 1 項本文, 第 46 条第 1 項, 第 48 条第 1 項第 1 号, 第 53 条第 1 項本文, 第 54 条の 2 第 1 項本文, 第 58 条第 1 項若しくは第 115 条の 45 の 3 第 1 項の規定による指定又は同法第 94 条第 1 項の規定による許可を受けているものであって, 介護扶助のための介護について理解を有していると認められるものについて指定するものとする。	2020 年 10 月 1 日から適用																																				

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
630 頁	介護扶助運営要領 第6の1の(1)のイ	イ 指定介護機関介護担当規程及び「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」(平成12年4月厚生省告示第214号。以下「介護方針告示」という。)に従って、適切に介護サービスを提供できると認められることを条件として指定を行うものであること。	イ 指定介護機関介護担当規程及び「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」(平成12年4月厚生省告示第214号。以下「介護方針告示」という。)に従って、適切に介護サービスを提供できると認められることを条件として指定を行うものであること。	2020年10月1日から適用
632～633 頁	介護扶助運営要領 第6の1の(1)のイの[参考]	〔参 考〕生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬  平成12年4月19日 厚生省告示第214号 改正 平成17年 厚生労働省告示第449号 平成18年 厚生労働省告示第298号 平成20年 厚生労働省告示第172号 平成24年 厚生労働省告示第181号 平成30年 厚生労働省告示第180号  (略)	〔参 考〕生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬  平成12年4月19日 厚生省告示第214号 改正 平成17年 厚生労働省告示第449号 平成18年 厚生労働省告示第298号 平成20年 厚生労働省告示第172号 平成24年 厚生労働省告示第181号 平成30年 厚生労働省告示第180号 <u>令和2年 厚生労働省告示第302号</u>  (略)	2020年10月1日から適用
633 頁	介護扶助運営要領 第6の1の(1)のウ	ウ 法第54条の2第4項において準用する法第49条の2第3項の規定に該当する介護機関については、指定しないことができるものであること。	ウ 法第54条の2第5項において準用する法第49条の2第3項の規定に該当する介護機関については、指定しないことができるものであること。	2020年10月1日から適用
633～634 頁	介護扶助運営要領 第6の1の(2)	(2) 法別表第2の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があったときは、当該介護機関は、法第54条の2第1項の指定を受けたものとみなされるものであること。ただし、当該介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、あらかじめ、別段の申出をしたときはこの限りでないこと。	(2) 法別表第2の第1欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる指定又は許可があったときは、当該介護機関は、法第54条の2第1項の指定を受けたものとみなされるものであること。ただし、当該介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、あらかじめ、別段の申出をしたときはこの限りでないこと。	2020年10月1日から適用